

証券コード 3670
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目9番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役 佐々木 茂則

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：https://www.kccnet.co.jp/ir/stock_meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東証上場会社情報サービス：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスのうえ、銘柄名に「協立情報通信」又は証券コードに「3670」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月19日（月曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日） 午前10時30分（受付開始時間 午前10時00分）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号 ホテル アジュール竹芝 14階 「天平の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(2ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以 上

議決権の行使等についてのご案内

- (1) 書面投票で重複して議決権が行使されるときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。
- (3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 当日ご出席の際は、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
- (5) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (6) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、本書面では、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ② 計算書類のうち「個別注記表」
- (7) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

以上

来場される株主様へのご案内

- ・株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場内では、アルコール消毒液の設置、座席間隔の確保等、感染予防措置を講じる予定です。
- ・株主総会の運営スタッフは、状況に応じてマスク等着用にて対応させていただきますので、予めご了承ください。
- ・株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〈メモ欄〉

第58期 事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

当社は、2021年5月27日の第56期定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から3月31日に変更いたしました。

これにより、経過期間となる第57期事業年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヶ月となり、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も薄れ、正常化に向けた社会経済活動の動きより、緩やかながら持ち直しの動きが見られました。その一方で、世界的な原材料・エネルギー等の物価高騰や急激な為替変動等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域でありますICT（情報通信技術）関連業界におきましては、感染拡大による生活環境の変化から、デジタル化が加速したことで、企業のDX化（*1）や生産性向上のためのIT投資需要が堅調に推移いたしました。

また、携帯電話業界では、5Gへの移行が徐々に進んでいるなか、その通信能力が十分に享受できる5G SA（Stand Alone）による通信環境の活性化が期待されます。その一方で、通信事業者による手数料条件の改定、オンライン窓口の利用強化やキャリアショップの統廃合など、活動環境に大きな変化が起こっております。

こうしたなか、当社グループでは、「中期経営計画2024」の「サステナブル経営の推進」「事業別ポートフォリオの再構築」「継続収益の拡大」の基本方針を着実に進め、法人向けの販売を強化、顧客のDX化の支援を行ってまいりました。営業活動においては、主要パートナー企業（*2）の製品・サービスを融合させた経営情報ソリューション（*3）の提供と保守サポートに加えて、協立情報コミュニティー（*4）でのイベントや、個別相談会の開催などを展開しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,983,375千円、営業利益184,363千円、経常利益192,751千円、親会社株主に帰属する当期純利益123,121千円となりました。

- (*1) 2018年に経済産業省の「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」にて「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されたデジタルトランスフォーメーションの略称。
- (*2) 株式会社NTTドコモ、日本電気株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、日本マイクロソフト株式会社、サイボウズ株式会社の5社。
- (*3) 「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報活用」の3つの分野に対応した当社グループのワンストップソリューションサービスの総称です。
- (*4) 旧名称は、情報創造コミュニティー。当社グループの提案するソリューションを、顧客に体験していただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たなソリューションを共創する施設です。また、情報活用能力の開発支援を目的とした5つのソリューションスクールをパートナー企業と共同展開しております。

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。

① ソリューション事業

【主な事業内容】

顧客の業務効率化・合理化の促進と、情報や知識の共有・活用による企業価値創造のサポートを目的とした、ICTや情報活用並びにそれらの活用能力の向上に向けた各種ソリューションの提供、「協立情報コミュニティー」の運営

イ. 情報インフラソリューション

情報・通信インフラの構築・工事・保守・運用支援、情報通信機器のレンタル

ロ. 情報コンテンツソリューション

基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート、運用改善コンサルティング、クラウドサービスの導入・活用支援

ハ. 情報活用ソリューション

ICT及び情報活用に関する定期講座・個別教育・出張講座の実施、eラーニングの提供

【概況】

ソリューション事業においては、法改正・電子化対応を見越した、基幹業務システムの標準化やクラウドサービスへの移行、生産性向上のためのDX化・ペーパーレス化など、各種ソリューション・機器の提案・導入支援が堅調に推移いたしました。また、事務所移転などオフィスのフリーアドレス化や無線化のためのネットワーク構築のほか、モバイル利活用の促進によるコミュニケーションシステムの導入など、インフラ提案にも注力してまいりました。

さらに、DX化の推進に役立つ最新ソリューションや時事セミナーなど、定期的なイベントや個別相談会の開催を通じて、新規需要の開拓を強化いたしました。

この結果、ソリューション事業では、売上高1,626,996千円、営業利益387,292千円となりました。

② モバイル事業

【主な事業内容】

スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供

イ. 店舗事業

ドコモショップの運営（東京都内2店舗、埼玉県内4店舗）

ロ. 法人サービス事業

モバイルソリューションの提供、法人向け各種サービスの契約取次

【概況】

店舗事業においては、地域のスマートライフ拠点として、お客様満足度向上を目指したドコモスキル上位資格取得のためのトレーニングや、店舗間での優良事例の共有など、スタッフのサービス提案力の強化を行いました。また、店舗外活動として、近隣ショッピングモールなどへのサテライト店の出店や出張販売、地域のコミュニティセンター等への出張サポートを行い、拡販やモバイル活用のサポートを行ってまいりました。

法人サービス事業においては、法人向けモバイルの導入支援から運用管理までのトータルサービスを展開いたしました。さらに、ソリューション部門と連携し、スマートフォンを活用した内線システムの提案などに積極的に取り組みました。また、店舗の法人コーナーの充実を図り、店舗から法人営業への連携強化並びに法人顧客の新規開拓に努めました。

この結果、モバイル事業では、売上高3,356,378千円、営業利益217,708千円となりました。

事業別の当連結会計年度の販売実績は、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

(単位：千円)

		第57期 2022年3月期		第58期 2023年3月期 (当連結会計年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
ソリューション事業	売上高	2,196,104	41.1%	1,626,996	32.6%
	営業利益	528,891	284.6%	387,292	210.1%
モバイル事業	売上高	3,148,626	58.9%	3,356,378	67.4%
	営業利益	122,512	65.9%	217,708	118.1%
全社共通	売上高	—	—	—	—
	営業利益	△465,502	△250.5%	△420,637	△228.2%
合計	売上高	5,344,731	100.0%	4,983,375	100.0%
	営業利益	185,902	100.0%	184,363	100.0%

(注) 1.全社共通は、各事業に属さない全社共通費用で、主に一般管理部門に係る費用です。

2.第57期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヶ月となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は27,503千円となりました。

事業別の設備投資は、次のとおりです。

① ソリューション事業

賃貸用機器に16,551千円、業務システムの改善に530千円の投資を行っております。

② モバイル事業

サテライト店舗の開設に1,940千円、店舗の改装に1,915千円及び業務システムの改善に370千円の投資を行っております。

③ 全社共通

業務システムの改善に4,076千円、その他の設備に2,118千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念のもと、企業価値の向上に向けて次の事項に取り組んでまいります。

① 活用サービスと経営情報ソリューションサービスの充実化

ソリューション事業においては、顧客の課題解決に向けたDX化の推進を支援すべく、パートナー企業の製品・サービスを融合したソリューションの充実に取り組んでおります。また、社内におけるDX化の実践に基づく顧客へのサポート展開を強化するとともに、顧客の目線に立った情報活用を深めるための支援を行い、更なる経営情報ソリューションサービスの拡大を図ります。

② モバイル事業のサービス改善

モバイル事業においては、ソリューション事業との連携やICTソリューション提案力を強化することにより、法人向け運用サポートの継続的な需要を興し、安定的な収益の確保と法人サービス事業の更なる拡大を図ります。

店舗サービス事業においては、モバイルの利活用提案の充実に取り組むとともに、法人専用窓口による連携を強化してまいります。また、店舗外への拡販活動を継続することによって、モバイル事業の収益向上を図ってまいります。

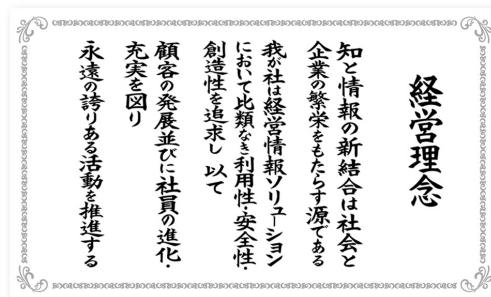
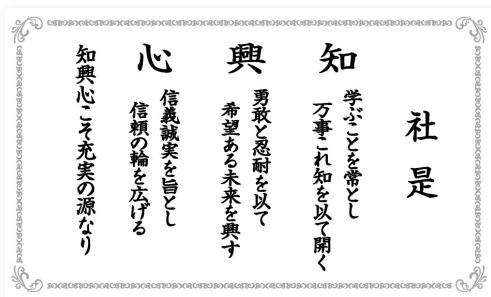
③ サステナブル経営の推進

地域社会への貢献を念頭におき、SDGsへの取り組みを含めた基本方針を策定し、当社経営理念に則したサステナブル経営の推進を目指してまいります。

④ 人材の採用・育成及び環境の整備

当社グループでは、経営方針を理解し、主体的に行動できる自律型人材の確保を重要な課題と認識しております。幅広い人材の採用と育成に注力するとともに、従業員一人ひとりが「知」の重要性を意識しながら創造的な業務に従事し、成長できる環境を整えてまいります。

社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

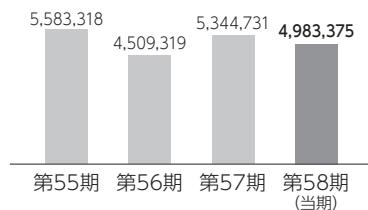


(5) 財産及び損益の状況

区 分		第55期 2020年2月期	第56期 2021年2月期	第57期 2022年3月期	第58期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	5,583,318	4,509,319	5,344,731	4,983,375
営業利益	(千円)	247,240	165,072	185,902	184,363
経常利益	(千円)	255,531	192,749	192,497	192,751
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	172,984	132,154	115,390	123,121
1株当たり当期純利益	(円)	144.54	110.42	96.39	102.81
総資産	(千円)	2,675,054	2,808,716	2,924,811	2,927,902
純資産	(千円)	1,700,163	1,766,097	1,816,352	1,891,207
1株当たり純資産額	(円)	1,420.50	1,475.59	1,517.20	1,578.86

(注) 1.第57期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヶ月となっております。
2.第58期より会計方針を一部変更しております。詳細は「連結注記表 II. 会計方針の変更に係る注記」をご覧ください。

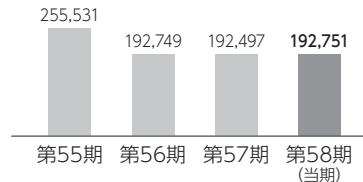
売上高(千円)



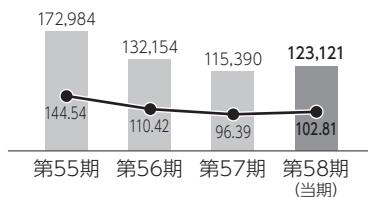
営業利益(千円)



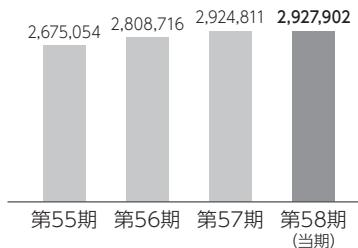
経常利益(千円)



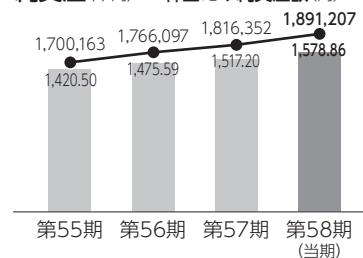
親会社株主に帰属する当期純利益 1株当たり当期純利益(円)



総資産(千円)



純資産(千円) 1株当たり純資産額(円)



(6) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	事業内容
神奈川協立情報通信株式会社	20,000千円	100.0%	情報・通信インフラの 設計・構築・保守・運用サポート

(注) 当社を存続会社、神奈川協立情報通信株式会社を消滅会社とした吸収合併により、2023年7月1日付で消滅する予定です。

(7) 企業集団の主要拠点等及び従業員の状況

① 主要な支店及び営業所

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東京都港区浜松町一丁目9番10号
	新 宿 支 店	東京都新宿区西新宿一丁目3番13号
	ドコモショップ八丁堀店	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
	ドコモショップ三郷店	埼玉県三郷市幸房131番地1
子 会 社	神奈川協立情報通信株式会社	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号

② 企業集団の使用人の状況

区 分	従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	125	39.4	12.5
女 性	71	35.7	10.6
合 計	196 (前連結会計年度末比増減なし)	38.0	11.8

(注) 上記のほか、臨時従業員（契約社員、派遣社員等）の年間平均人数は34名です。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,197,830株 (自己株式7,770株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 846名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 茂 株 式 会 社	370,488株	30.9%
佐 々 木 茂 則	360,773株	30.1%
L G T B A N K L T D	32,800株	2.7%
佐 々 木 綾 子	32,109株	2.7%
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	14,100株	1.2%
木 村 俊 一	13,100株	1.1%
谷 川 崇	12,700株	1.1%
協 立 情 報 通 信 従 業 員 持 株 会	12,200株	1.0%
大 久 保 英 樹	12,000株	1.0%
織 田 敏 昭	11,400株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式7,770株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 茂 則	—
取 締 役	佐々木 修	執行役員 モバイル事業部長
取 締 役	堺 澤 顕	執行役員 経営情報ソリューション部長
取 締 役	西 室 正 浩	執行役員 公共情報通信システム部長
取 締 役 (社 外)	堀 本 勝 敬	—
取 締 役 (社 外)	伊 藤 行 正	株式会社ライトワークス 常勤監査役
常 勤 監 査 役	長谷川 浩	—
監 査 役 (社 外)	茂 呂 眞	JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員 一般社団法人Circuit-J 代表理事・理事長
監 査 役 (社 外)	神 成 敦	株式会社unerry 常勤監査役

- (注) 1. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 茂呂眞氏 及び 神成敦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 茂呂眞氏 及び 神成敦氏は上場会社の監査役としての経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏、監査役 茂呂眞氏 及び 神成敦氏につきましては、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 取締役 伊藤行正氏が社外監査役を兼任している株式会社ライトワークスと当社とは営業取引を行っておりますが、取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに1%未満）であり、独立性は十分に確保されていると判断しております。
6. 監査役 茂呂眞氏が代表理事・理事長を兼任している一般社団法人Circuit-Jと当社とは営業取引を行っておりますが、取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに1%未満）であり、独立性は十分に確保されていると判断しております。
7. JIG-SAW株式会社、株式会社unerry及び一般社団法人Circuit-Jと当社との間には特別の関係はありません。
8. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏、監査役 茂呂眞氏 及び 神成敦氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度額に限定する契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7人 (2人)	43,314千円 (6,300千円)	
監査役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	16,880千円 (6,611千円)	
計	10人	60,194千円	

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
2. 上記報酬等には、2022年6月21日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
3. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 役員報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法
- ① 取締役の基本報酬は、2022年6月21日開催の取締役会において、創業以来一貫して当社の経営に携わってきた経験と知見を有し、当社の経営状態を最も熟知する代表取締役社長佐々木茂則に、各取締役の評価及び報酬額等の配分を一任する決議を行いました。同氏は、その権限に基づき、各取締役の担当する職務、責任、業績及び貢献度を総合的に評価し、個人別の報酬等の額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。
- ② 監査役報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役協議により決定しております。
5. 役員報酬限度額は、2011年5月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名(内社外監査役1名)であります。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	堀本 勝敬	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、会社経営の経験に基づく見地から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
取締役	伊藤 行正	就任後に開催された取締役会9回のすべてに出席し、会社経営に関する専門的な知識と幅広い見識並びに通信システム関連の幅広い経験と知識を持ち、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対して意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	茂呂 眞	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会17回のすべてに出席し、上場会社における取締役(監査等委員)、監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	神成 敦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会17回のうち15回に出席し、上場会社や事業会社における監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 28,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会にて選定された監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性、専門性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための方針

当社は、2020年3月18日開催の取締役会で、以下のとおり、「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行いました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めます。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - ② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理全般管掌者をコンプライアンス総括責任者として、当社及び子会社のコンプライアンスを推進する。
 - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社及び子会社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。
 - ② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社及び子会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに子会社を含む常勤役員及び執行役員で組織する「実務役員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。
 - ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。
- (3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
 - ② 取締役会で決定された当社及び子会社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月1回以上開催する「実務役員会」で報告を受け、要因分析及び改善策の検討を行う。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。
 - ④ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行については、取締役会の事前承認を要するものとする。

- (4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 「関係会社管理規程」の規定に基づき、管理全般管掌者が関係会社管理業務を統括し、子会社が効率的に経営目標を達成できるよう管理指導する。
 - ② 管理全般管掌者は、子会社の取締役及び業務責任者に対し、定期的に業務執行状況、財務状況その他重要情報に関する資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、重要事項については、事前に取締役会に上程又は報告する。
 - ③ 内部監査担当者は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を、代表取締役及び監査役に報告するものとする。
- (5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。
 - ② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。
 - ② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに基づき、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。
 - ③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
 - ④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。

- ⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (8) 監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に來期予算を提出する。但し、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
- ② 会社は、当該請求に係る費用が監査役職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 社長を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である総務課で反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、又は関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。
- ③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理全般管掌者を総括責任者、総務課長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査室が年間の監査計画を策定し、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の個別課題については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって協議、モニタリングしております。また、内部通報制度においては、監査役及び顧問弁護士を通報窓口として運用しています。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、主に労務管理面での社内におけるリスク対策を検討し、所要の対応策を実施しました。また、労働安全衛生面における職場環境の改善に注力しました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を12回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も活発に行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、実務役員会では、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、所要の対応策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を17回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、実務役員会及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を18回実施し、意見交換を行いました。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。)

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,946,433	流動負債	712,704
現金及び預金	693,220	支払手形及び買掛金	392,817
受取手形、売掛金及び契約資産	854,235	リース及び債務	14,480
リース投資資産	328	未払法人税等	3,974
商品	185,541	契約負債	55,457
仕掛品	73,930	賞与引当金	70,400
原材料及び貯蔵品	1,010	その他	175,575
その他	139,105	固定負債	323,991
貸倒引当金	△939	リース債務	19,487
固定資産	981,469	退職給付に係る負債	246,758
有形固定資産	541,711	資産除去債務	57,744
建物及び構築物	185,233	負債合計	1,036,695
工具、器具及び備品	58,977	科 目	金 額
土地	263,433	(純資産の部)	
リース資産	34,067	株主資本	1,888,822
無形固定資産	11,624	資本金	204,200
投資その他の資産	428,133	資本剰余金	148,650
投資有価証券	13,990	利益剰余金	1,541,454
繰延税金資産	136,720	自己株式	△5,481
敷金及び保証金	267,315	その他の包括利益累計額	2,384
その他	16,552	その他有価証券評価差額金	2,384
貸倒引当金	△6,445	純資産合計	1,891,207
資産合計	2,927,902	負債・純資産合計	2,927,902

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
ソリューション売上高	1,626,996	
モバイル売上高	3,356,378	4,983,375
売上原価		
ソリューション売上原価	909,349	
モバイル売上原価	2,263,868	3,173,218
売上総利益		1,810,156
販売費及び一般管理費		1,625,793
営業利益		184,363
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	150	
受取家賃	3,588	
助成金収入	2,694	
その他	2,663	9,105
営業外費用		
支払利息	442	
その他	274	716
経常利益		192,751
特別利益		
固定資産売却益	16,250	16,250
特別損失		
減損損失	24,998	24,998
税金等調整前当期純利益		184,004
法人税、住民税及び事業税	76,084	
法人税等調整額	△15,202	60,882
当期純利益		123,121
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		123,121

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	203,675	148,125	1,467,621	△5,408	1,814,013
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	16,555	－	16,555
会計方針の変更を反映した当期首残高	203,675	148,125	1,484,177	△5,408	1,830,569
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	525	525	－	－	1,050
剰余金の配当	－	－	△65,844	－	△65,844
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	123,121	－	123,121
自己株式の取得	－	－	－	△73	△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	525	525	57,276	△73	58,253
当期末残高	204,200	148,650	1,541,454	△5,481	1,888,822

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益累計額 合計	
当期首残高	2,338	2,338	1,816,352
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	16,555
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,338	2,338	1,832,908
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	1,050
剰余金の配当	－	－	△65,844
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	123,121
自己株式の取得	－	－	△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	45	45
当期変動額合計	45	45	58,298
当期末残高	2,384	2,384	1,891,207

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,857,065	流動負債	711,484
現金及び預金	616,594	買掛金	396,834
受取手形	3,469	リース債務	14,480
売掛金	812,305	未払金	71,680
契約資産	25,327	未払費用	56,692
リース投資資産	328	未払法人税等	3,686
商品	185,541	契約負債	55,070
仕掛品	73,873	預り金	44,642
原材料及び貯蔵品	1,000	賞与引当金	68,396
前払費用	84,019	固定負債	312,806
未収入金	26,917	リース債務	19,487
その他	28,331	退職給付引当金	237,816
貸倒引当金	△643	資産除去債務	55,502
固定資産	988,899	負債合計	1,024,290
有形固定資産	538,617	科 目	金 額
建物	183,678	(純資産の部)	
構築物	1,555	株主資本	1,819,289
工具、器具及び備品	55,883	資本金	204,200
土地	263,433	資本剰余金	140,330
リース資産	34,067	資本準備金	4,200
無形固定資産	11,624	その他資本剰余金	136,130
ソフトウェア	10,597	利益剰余金	1,480,241
その他	1,026	利益準備金	50,543
投資その他の資産	438,658	その他利益剰余金	1,429,697
投資有価証券	13,990	繰越利益剰余金	1,429,697
関係会社株式	20,000	自己株式	△5,481
出資金	320	評価・換算差額等	2,384
長期前払費用	1,831	その他有価証券評価差額金	2,384
繰延税金資産	132,904	純資産合計	1,821,674
敷金及び保証金	261,669		
ゴルフ会員権	14,035		
その他	353		
貸倒引当金	△6,445		
資産合計	2,845,964	負債・純資産合計	2,845,964

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
ソリューション売上高	1,549,269	
モバイル売上高	3,359,806	4,909,075
売上原価		
ソリューション売上原価	877,165	
モバイル売上原価	2,263,868	3,141,033
売上総利益		1,768,041
販売費及び一般管理費		1,604,862
営業利益		163,179
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	150	
受取手数料	12,000	
受取家賃	3,588	
助成金収入	1,194	
その他	2,622	19,564
営業外費用		
支払利息	442	
支払手数料	0	
その他	273	716
経常利益		182,026
特別利益		
固定資産売却益	16,250	16,250
特別損失		
減損損失	24,998	24,998
税引前当期純利益		173,278
法人税、住民税及び事業税	72,753	
法人税等調整額	△14,892	57,861
当期純利益		115,417

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	203,675	3,675	136,130	139,805	50,543	1,363,568	1,414,112	△5,408	1,752,184
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	16,555	16,555	-	16,555
会計方針の変更を反映した当期首残高	203,675	3,675	136,130	139,805	50,543	1,380,124	1,430,668	△5,408	1,768,740
事業年度中の変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	525	525	-	525	-	-	-	-	1,050
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△65,844	△65,844	-	△65,844
当期純利益	-	-	-	-	-	115,417	115,417	-	115,417
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△73	△73
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	525	525	-	525	-	49,572	49,572	△73	50,549
当期末残高	204,200	4,200	136,130	140,330	50,543	1,429,697	1,480,241	△5,481	1,819,289

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,338	2,338	1,754,523
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	16,555
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,338	2,338	1,771,079
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	1,050
剰余金の配当	-	-	△65,844
当期純利益	-	-	115,417
自己株式の取得	-	-	△73
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）	45	45	45
事業年度中の変動額合計	45	45	50,595
当期末残高	2,384	2,384	1,821,674

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和寿

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立情報通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和寿

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

第58期監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を決め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、実務役員会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、「2023年3月期 監査等の基本的な方針」の説明を受け、必要に応じて確認を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

協立情報通信株式会社 監査役会

常勤監査役	長谷川 浩	㊞
社外監査役	茂呂 眞	㊞
社外監査役	神 成 敦	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を経営の重要施策の一つと考え、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を年1回（期末）行うことを基本方針としております。配当水準につきましては、配当性向30～40%程度を目途に業績に連動させ、適正な配当をしていくとともに、万一業績が悪化したとしても一定の金額水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金55円 総額 65,880,650円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 取締役会の招集権者及び議長等に関する規定の変更

取締役会による経営の監督維持及び取締役会運営の柔軟性向上を目的として、取締役会の招集権者及び議長を代表取締役限定されている現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更し、他の取締役が議長となることを可能にするものです。また、これに併せて現行定款第14条（招集権者及び議長）を変更し、株主総会の議長についても同様に選定対象を拡充するものです。

(2) 剰余金の配当等に関する規定の変更

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものです。これに伴い、現行定款第43条（剰余金の配当）及び第45条（剰余金の配当等の除斥期間）を変更するとともに、変更案第42条の規定に包含される現行定款第11条（自己の株式の取得）、及び変更案第43条（剰余金の配当の基準日）と内容が重複する現行定款第44条（中間配当）を削除するものです。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1～10条（条文省略）	第1～10条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第11条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
第12～13条（条文省略）	第11～12条（現行どおり）
（招集権者及び議長） 第14条（第1項 条文省略） 2 株主総会の議長は、 <u>常勤の取締役（代表取締役を含む）</u> の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の常勤の取締役が議長となる。	（招集権者及び議長） 第13条（第1項 現行どおり） 2 株主総会の議長は、 <u>取締役の中から取締役会で選任する。</u> ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

現行定款	変更案
<p>第15～22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役）が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24～42条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（中間配当）</p> <p>第44条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第14～21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23～41条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>昭和40年3月末日制定 平成21年5月28日改定 平成22年5月27日改定 平成23年5月27日改定 平成24年5月25日改定 平成24年9月27日改定 平成25年5月30日改定 平成28年5月26日改定 令和2年5月27日改定 令和3年5月27日改定 令和4年6月21日改定 (新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>昭和40年3月末日制定 平成21年5月28日改定 平成22年5月27日改定 平成23年5月27日改定 平成24年5月25日改定 平成24年9月27日改定 平成25年5月30日改定 平成28年5月26日改定 令和2年5月27日改定 令和3年5月27日改定 令和4年6月21日改定 令和5年6月20日改定</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち2名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ささき しげ のり 佐々木 茂 則 (1935年1月20日生) 再任	1965年6月 協立電設株式会社（現 当社）を設立 当社 代表取締役社長 1968年3月 佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を設立 代表取締役（現） 2017年5月 当社 代表取締役会長 2020年3月 当社 代表取締役会長 兼 営業本部長 2020年5月 当社 代表取締役会長 兼 社長 2022年6月 当社 代表取締役社長（現） (重要な兼職の状況) なし	360,773株
2	ささき おさむ 佐々木 修 (1973年1月16日生) 再任	1995年4月 当社 入社 2011年9月 当社 推進企画室長 2011年9月 当社 推進企画室長 兼 関連業務部 マイクロソフト推進グループ長 2012年3月 当社 会計情報ソリューション事業部 CEグループ長 2013年3月 当社 経営企画室長 2014年1月 当社 会計情報ソリューション事業部長代理 2014年6月 当社 会計情報ソリューション事業部長 2017年5月 当社 執行役員 経営情報ソリューション事業部長 2018年5月 当社 執行役員 モバイル統括部法人サービス部 情報ソリューショングループ 2019年5月 当社 執行役員 営業本部 情報活用促進・企画部長 2020年3月 当社 執行役員 管理本部長 2020年9月 当社 執行役員 営業本部 新宿支店長 2021年5月 当社 取締役 執行役員 情報通信システム部長 兼 新宿支店長 2021年10月 当社 取締役 執行役員 モバイル統括部長 2022年6月 当社 取締役 執行役員 モバイル事業部長（現） (重要な兼職の状況) なし	1,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ほりもと かつのり 堀本勝敬 (1963年8月21日生) 再任	1988年4月 ソニー株式会社 入社 2001年1月 ソニープロテクノサポート株式会社 取締役 2008年4月 同社 代表取締役社長 2018年12月 東京大学エクステンション株式会社 代表取締役社長 2020年7月 個人事業主として、企業、投資ファンド会社等より ビジネスコンサルティング受託 2021年5月 当社 社外取締役 (現) 2022年3月 株式会社バルテックフィールドサービス 代表取締役 (重要な兼職の状況) なし	0株
6	いとう ゆきまさ 伊藤行正 (1955年9月16日生) 再任	1980年4月 日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社) 入社 1991年7月 NTTアメリカ株式会社 1994年7月 NTTPCコミュニケーションズ株式会社 1997年11月 NTT国際通信株式会社 1999年10月 Verio社 (現：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) 取締役 2007年6月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 取締役 2014年4月 一般財団法人自治体衛星通信機構 専務理事 2019年10月 スーパーJSAT株式会社 顧問 2020年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 特別参与 2020年10月 株式会社ライトワークス 社外監査役 2022年4月 株式会社ライトワークス 常勤監査役 (現) 2022年6月 当社 社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) 株式会社ライトワークス 常勤監査役	0株

- (注) 1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。
2. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏を社外取締役候補者として選任した理由並びに各氏に期待される役割は以下のとおりです。
- (1) 堀本勝敬氏につきましては、数社の法人設立と代表取締役社長を歴任するなど、企業経営における幅広い経験と見識並びに新規事業の高い遂行力とビジネスモデリングの能力を有しており、また、人の個性を活かしながら組織を目標に導くマネジメント力とその豊富な人脈に基づき、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対し助言していただくことを期待したためです。
- (2) 伊藤行正氏につきましては、NTTグループ会社での取締役経験をはじめとした、企業経営に関する専門的な知識と幅広い見識並びに通信システム関連の幅広い経験と知識を持ち、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対して助言していただくことを期待したためです。
4. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、堀本勝敬氏は本総会の終結の時をもって2年となり、伊藤行正氏は本総会の終結の時をもって1年となります。また、当社は、堀本勝敬氏 及び伊藤行正氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、両氏の再任をご承認いただける場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。なお、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査役会の決定に基づき、会計監査人有限責任監査法人トーマツを再任せずに、城南監査法人を新たな会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が城南監査法人を会計監査人候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等について複数の監査法人を候補対象者として検討した結果、城南監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営と新たな視点での監査が期待できるとともに、監査報酬の水準等を総合的に勘案しても、当社の会計監査人として適任と判断したためです。

会計監査人候補者の名称、主たる事業所の所在地及び沿革等は次のとおりです。

名 称	城南監査法人
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号
沿 革	2020年12月 城南公認会計士共同事務所設立 2021年7月 同事務所の構成員を中心として城南監査法人を設立
概 要	出資金 8百万円 構成人員 公認会計士 6名

(2023年3月31日現在)

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所：ホテル アジュール竹芝 14階「天平の間」
 住 所：東京都港区海岸一丁目11番2号
 電 話：03-3437-2011 (代)



[交通のご案内]

JR山手線・京浜東北線浜松町駅（北口）より徒歩7分
 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（B2出口）より徒歩8分
 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅（東口）より徒歩1分



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2023年5月29日

**第58期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**連 結 注 記 表
個 別 注 記 表**

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

協立情報通信株式会社

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 神奈川協立情報通信株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの・・・時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品（携帯電話本体）、仕掛品・・・・・・・・・・個別法

商品（携帯電話付属品）、原材料及び貯蔵品・・・先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・定率法を採用しております。

（リース資産を除く）
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

- ② 無形固定資産・・・・・・・・ 定額法を採用しております。
 (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 自社利用ソフトウェア 5年
- ③ リース資産・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・・・・・・ 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・・・・・・ 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りです。

当社及び連結子会社は、ソリューション事業とモバイル事業の2つの事業セグメントで構成しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にソリューション事業における通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システムの構築・工事・保守・運用等のサービスによるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

進捗度は主に工事原価総額の見積りに対する実際発生原価の割合（原価比例法）によるインプット法に基づいて算定しております。また、システム機器及びモバイル機器関連等の商品の販売等により、一時点で履行義務が充足される契約については、顧客がこれを検収した一時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売等のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ソリューション事業では、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しています。また、本人・代理人取引の検討の結果、ソリューション事業のライセンス及びクラウドサービスに関する売買取引については代理人に該当したため、純額で収益を認識する方法に変更いたしました。

また、モバイル事業では、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部につきましては、売上から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、流動負債に表示していた「その他(前受金)(前受収益)」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が275,836千円減少し、売上原価が294,279千円減少し、販売費及び一般管理費が16,858千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ35,301千円増加しています。また、利益剰余金の期首残高は16,555千円増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 当社グループにおける店舗等の固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	541,711千円
うちモバイル事業における有形固定資産	109,355千円
減損損失	24,727千円
無形固定資産	11,624千円
うちモバイル事業における無形固定資産	8,222千円
減損損失	270千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループはモバイル事業、ソリューション事業を営むために、店舗設備や管理システム等を保有しております。

当社グループは事業用資産については事業の区分に基づき、各事業の拠点単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

各資産または資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、「Ⅴ.連結損益計算書に関する注記」の注記事項「1. 減損損失」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失24,998千円を認識しています。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき、各資産グループの現在の使用状況等を合理的に判断し、算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結計算書類の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形	3,469千円
売掛金	825,438千円
契約資産	25,327千円
計	854,235千円

2. 担保資産及び担保付債務

- (1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

投資その他の資産のその他	420千円
計	420千円

- (2) 担保付債務は次のとおりであります。

該当事項はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 585,088千円

4. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000千円

V.連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県吉川市	店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 無形固定資産

当社グループは事業用資産については事業の区分に基づき、各事業の拠点を単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行い、それぞれ減損の判定を行っております。

その結果、当該資産は営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みのため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額24,998千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物が21,694千円、工具、器具及び備品が3,033千円及び無形固定資産が270千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により判断しており、将来キャッシュフローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と評価しております。

2. 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	11,785千円
建物	4,401千円
工具、器具及び備品	63千円
計	16,250千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,205,600 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	65,844千円	55円	2022年3月31日	2022年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2023年6月20日開催の第58期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	65,880 千円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	55円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月21日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,000 株

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金（主として短期）及び設備投資に必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である「受取手形、売掛金及び契約資産」、「リース投資資産」については、顧客の信用リスクを負っております。

「投資有価証券」は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを負っております。

「敷金及び保証金」については、そのほとんどが事務所及び小売店の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクを負っております。

営業債務である「支払手形及び買掛金」については、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

「リース債務」については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	328	328	－
(2) 投資有価証券	13,990	13,990	－
(3) 敷金及び保証金	266,981	238,467	△28,513
資産計	281,299	252,785	△28,513
リース債務(※2)	33,967	35,722	1,754
負債計	33,967	35,722	1,754

(※1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) リース債務(流動)を含めて記載しております。

(※3) 市場性のない株式等

区分	当連結会計年度
敷金及び保証金	334千円

これらについては、「敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	13,990	－	－	13,990
資産計	13,990	－	－	13,990

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	－	328	－	328
敷金及び保証金	－	238,467	－	238,467
資産計	－	238,795	－	238,795
リース債務(※1)	－	35,722	－	35,722
負債計	－	35,722	－	35,722

(※1)リース債務(流動)を含めて記載しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利率（国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとしています。）等適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ソリューション事業	モバイル事業	合計
法人系	1,626,996	930,025	2,557,022
コンシューマー系	－	2,426,352	2,426,352
顧客との契約から生じる収益	1,626,996	3,356,378	4,983,375
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,626,996	3,356,378	4,983,375

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	619,602	828,908
契約資産	22,725	25,327
契約負債	58,770	55,457

契約資産は、主に通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システム等における、構築・工事・保守・運用等に関する進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は27,326千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当連結会計年度末時点において当初に予想される契約期間が一年を超える契約について重要な影響がないため、記載を省略しております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,578円86銭
2. 1株当たり当期純利益	102円81銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である神奈川協立情報通信株式会社を吸収合併することを決議し、2023年7月1日に合併をする予定です。

(1) 取引の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 神奈川協立情報通信株式会社

事業の内容 情報通信設備の構築やソフトウェアの販売、保守・運用サービス

② 企業結合日

2023年7月1日（予定）

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、神奈川協立情報通信株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。

④ 合併に係る割当内容

当社は、神奈川協立の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付および割当ては行いません。

⑤ 結合後企業の名称

協立情報通信株式会社

⑥ その他取引の概要に関する事項

当社のソリューション事業における通信システム等の販売強化および組織一元化による管理体制の効率化を目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの・・ 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品（携帯電話本体）、仕掛品・・・・・・・・・・ 個別法

商品（携帯電話付属品）、原材料及び貯蔵品・・ 先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・ 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産・・・・・・・・ 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

(3) リース資産・・・・・・・・

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金・・・・・・・・ 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金・・・・ 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りです。

当社は、ソリューション事業とモバイル事業の2つの事業セグメントで構成しております。

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にソリューション事業における通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システムの構築・工事・保守・運用等のサービスによるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は主に工事原価総額の見積りに対する実際発生原価の割合（原価比例法）によるインプット法に基づいて算定しております。

また、システム機器及びモバイル機器関連等の商品の販売等により、一時点で履行義務が充足される契約については、顧客がこれを検収した一時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売等のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ソリューション事業では、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しています。また、本人・代理人取引の検討の結果、ソリューション事業のライセンス及びクラウドサービスに関する売買取引については代理人に該当したため、純額で収益を認識する方法に変更いたしました。

また、モバイル事業では、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部につきましては、売上から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、

当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高が275,836千円減少し、売上原価が294,279千円減少し、販売費及び一般管理費は16,858千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ35,301千円増加しています。また、利益剰余金の期首残高16,555千円増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 当社における店舗等の固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	538,617千円
うちモバイル事業における有形固定資産	109,355千円
減損損失	24,727千円
無形固定資産	11,624千円
うちモバイル事業における無形固定資産	8,222千円
減損損失	270千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社はモバイル事業、ソリューション事業を営むために、店舗設備や管理システム等を保有しております。事業用資産については事業の区分に基づき、各事業の拠点を単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

各資産または資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、「Ⅴ.損益計算書に関する注記」の注記事項「1. 減損損失」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失24,998千円を認識しています。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき、各資産グループの現在の使用状況等を合理的に判断し、算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に提供している資産は次のとおりであります。

ゴルフ会員権	420千円
計	<u>420千円</u>

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 575,690千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	<u>1,000,000千円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,519千円
短期金銭債務	6,524千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県吉川市	店舗	建物 構築物 工具、器具及び備品 無形固定資産のその他

当社は事業用資産については事業の区分に基づき、各事業の拠点を単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行い、それぞれ減損の判定を行っております。

その結果、当該資産は営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みのため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額24,998千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物が21,425千円、構築物が268千円、工具、器具及び備品が3,033千円及び無形固定資産のその他が270千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により判断しており、将来キャッシュフローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と評価しております。

2. 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	11,785千円
建物	4,401千円
工具、器具及び備品	63千円
計	16,250千円

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	57,269千円
その他の営業費用	25,865千円
営業取引以外の取引による取引高	12,000千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	7,770 株
------	---------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	20,942千円
棚卸資産	1,240千円
未払事業所税	1,906千円
未払事業税	1,591千円
退職給付引当金	72,819千円
減損損失	119,369千円
ゴルフ会員権評価損	13,237千円
資産除去債務	16,400千円
その他	25,549千円
繰延税金資産 小計	273,058千円
評価性引当額	△134,966千円
繰延税金資産 合計	138,092千円
繰延税金負債	
資産除去債務	4,135千円
その他有価証券評価差額金	1,052千円
繰延税金負債 合計	5,187千円
繰延税金資産の純額	132,904千円

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,520円81銭
2. 1株当たり当期純利益	96円38銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。